

倉吉市経営者福高対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、倉吉市経営者福高対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 市内に存在する事業を営む施設・場所をいう。
- (2) 従業員等 店舗の経営者、従業員、納品業者等の店舗内における最終消費者以外の人をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、エネルギーの価格高騰に伴う厳しい経営環境の中で、特に影響を受ける市内事業者（その本店若しくは主たる事業所が市内に存する事業者又は支店若しくは主たる事業所以外の事業所が市内に存する事業者であって、市内に勤務する従業員等が全従業員等の2分の1以上若しくは100名以上であるものをいう。以下同じ。）による、事業を継続・回復し、持続的に発展させるための前向きな取組を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の交付目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う次の各号のいずれの条件も満たす同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 暴力団等（倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者が行う事業
- (4) 実体のない者が行う事業

3 補助金の額は、補助事業に要する同表の第3欄に掲げる補助対象経費の額に、同表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とする。）以下とする。なお、1円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、補助金が交付されるべき年度の3月31日までに行わなければならない。

この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業の内容が分かるもの（図面、写真等）
- (2) 対象経費がわかる見積書、委託契約見積書等の写し（見積は2社以上のもの）
- (3) 店舗改装工事に係る店舗等の所有者の承諾書（様式第3号）（店舗が賃貸物件の場合に限る。）

- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 必要に応じて市長が別に定めるもの
（交付決定の時期等）

第6条 補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 規則第8条第1項の規定による通知は、様式第5号によるものとする。
（承認を要しない変更等）

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、交付決定額の増額以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。
（検査員による検査）

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。
（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第17条の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

- 2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業の事業実績が分かるもの（図面、写真等）
- (2) 補助対象経費に関する支払請求に係る証憑書類の写し
（補助金の支払）

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。
（交付額の確定の通知）

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第6号によるものとする。
（財産の処分制限）

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

- 3 第5条第1項前段の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は別表の第6欄に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、若しくは移転したことが判明したときは、当該店舗における営業が継続した期間を5年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割り計算により算出し、期限を定めて、当該算出額及び規則に定める延滞金の支払いを請求するものとする。ただし、事業実施主体の責に帰さない事由による場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表(第4条、第13条関係)

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 補助率	5 限度額	6 交付の制限
省エネ機器更新支援型	市内事業者（その本店若しくは主たる事業所が市内に存する事業者又は支店若しくは主たる事業所以外の事業所が市内に存する事業者であって、市内に勤務する従業員が全従業員の2分の1以上若しくは100名以上であるもの	国税庁が定める法定耐用年数を経過した機器の更新に係る機械器具費及びその機器の設置に必要な施設改修費等	3分の2	300,000円	特別な理由のない限り、事業完了後から5年を経過する日まで継続して店舗を使用して事業を営むものであること。